

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法による。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更 該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

平成18年3月31日以前から常勤であった職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

全常勤職員について、一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため、作成を省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人では、拠点区分が一つであるため、作成を省略している。

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

京都八勝館 拠点（社会福祉事業）

「法人本部」

「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム京都八勝館）」

「京都八勝館通所介護事業所」

「京都八勝館短期入所生活介護」

次の公益事業は、上記社会福祉事業と一体的に実施されているため、当該社会福祉事業としての拠点区分に含めて同一拠点区分として会計処理を行っている。

「京都八勝館居宅介護支援事業所」

「八幡市京都八勝館在宅介護支援センター」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	468,236,400			468,236,400
建物	328,657,059		18,268,281	310,388,778
合計	796,893,459		18,268,281	778,625,178

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

財務諸表に対する注記

8．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	780,695,870	470,307,092	310,388,778
建物	68,130,365	27,157,330	40,973,035
構築物	5,895,225	3,049,259	2,845,966
機械及び装置	36,561,550	26,743,584	9,817,966
車輛運搬具	11,984,964	11,590,852	394,112
器具及び備品	43,152,573	31,042,991	12,109,582
ソフトウェア	8,154,858	5,215,221	2,939,637
合計	954,575,405	575,106,329	379,469,076

9．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	56,361,502		56,361,502
未収金			
未収補助金	190,800		190,800
立替金			
合計	56,552,302		56,552,302

10．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11．関連当事者との取引の内容 該当なし

12．重要な偶発債務 該当なし

13．重要な後発事象 該当なし

14．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし